

かけがえのないあなただから

「STOP！！ その操作は安全OK？」
守ろうルール 守ろう自分の今・未来

SECURITY

ICT機器利活用チェックリスト

ICT機器の利用・活用に係り、特に基本となるルールやモラル、留意点について、常日頃から実行すべき内容をチェックリストとして示しました。校内研修会等において適時活用し、それぞれのチェック項目について、個人として組織として振り返り、遵守すべきポイントを再認識し、職場内の話し合いに生かしましょう。

☑	《個人リスト》 「しない」ことのチェックリスト
	児童生徒や保護者との私的なやりとりは行わない。メール機能を連絡に用いる場合は、ルールを定め、保護者、児童生徒とも共有すること。
	勤務時間中には、私的なメールやSNS等を行わない。
	公務員として、その信用を失うような、あるいは疑われるような書き込み・投稿・掲載（アフィリエイト収入が見込まれる行為等を含む）はしない。
	授業では、許可なく私物のパソコンやタブレット、スマートフォンを使用しない。
	授業前の事前チェックが行われていない状況で、ICT機器を活用しない。
	著作権や肖像権等を侵害するアップロード、ダウンロードを行わない。
	個人情報に関わる電子データを、許可なく学校外に持ち出さない。
	ウイルス対策を行っていないパソコンや記録媒体を、校内LANや校務パソコンには接続しない。
☑	《組織リスト》 「する」ことのチェックリスト
	管理職はICT機器活用のセキュリティポリシーが適切なものとなるよう、必要な見直しを行っている。
	管理職はICT機器活用のセキュリティポリシーを職員に明示し、周知している。
	職員会議等の場を用いて、基本ルールの周知を年度内に複数回行っている。
	管理職は職員のICT機器活用の実態を常に把握し、適切に指導を行っている。
	管理職は、自校のICT機器のセキュリティの状態やセキュリティ対策について把握している。
	ICT機器活用を担当する情報教育担当者等を、校務分掌に設定している。
	トラブル発生時の対応など、ICT機器活用の危機管理体制が整えられている。
	ICT機器の適切な利活用のため、必要となる研修を定期的に設定している。
	学校ホームページ等は、個人情報保護に配慮している。なお、掲載許諾を得ていても、氏名と写真、氏名と住所などの情報の組み合わせにより、個人が特定される個人情報となるおそれがあることを理解している。

(R7.4 改訂)

「教職員のICT 機器利活用
ハンドブック」より
(R7 改訂 山形県教委)



校務 DX により、ICT 機器の利活用が進んでいます。

便利になる一方で、慣れや油断、思い込み等から不祥事が発生する可能性があります。

未然防止のために、定期的にチェックリスト等を活用し、情報セキュリティやネット・エチケット等について、振り返ってみましょう。

その際、各市町における「教育情報セキュリティポリシー」もよく確認することが大切です。

「10分のできる不祥事予防研修」
校内倫理委員会や職員会議のはじめ等に御活用ください。

違反や事故は
今日もどこかで起きています・・・
あなたは大丈夫？
自分は大丈夫！！・・・ほんとに？



9月から生活道路の最高速度30km/h 化

◆ 主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路が対象です。

従前どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従うことになります。

また、今年度、頻繁に取り締まりがある有名な場所での違反報告も挙がっています。注意が必要な場所について、ぜひ職場で話題にしましょう。



「一時停止」は要注意。心の余裕を・・・

◆ 一時停止の標識がある交差点では、停止線の前で確実に一旦停止します。「止まったつもり・・・」は、通用しません。さらに、見通しが悪い交差点や深夜の赤の点滅信号では、停止線の前で一度確実に止まった後で、左右を確認しながら交差点に進入しましょう。



駐車場での事故も多発中

◆ 駐車場から路上へ出る際に前方の車に追突したり、駐車の際に隣の車にぶつかってしまったりする事故が発生しています。また、駐車場でも歩行者に十分気をつける必要があります。焦らず、視野を広げて余裕を持った運転を心がけましょう。